

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 27 年 12 月 25 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成27年羽曳野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)第46条第2項に第1号として1号を加える改正規定中同項第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)

第1条のうち羽曳野市税条例第109条の2第2項第1号の改正規定中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(羽曳野市税条例の一部改正)</p> <p>第 1 条 羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第 46 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。</p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第109条の2第1項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。</p> <p>以下省略</p>	<p>(羽曳野市税条例の一部改正)</p> <p>第 1 条 羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第 46 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。</p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)</u>又は法人番号</p> <p>(中略)</p> <p>第109条の2第1項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。</p> <p>以下省略</p>